

令和2年度第2回弘前市地域包括支援センター運営協議会会議録

日 時 令和2年12月7日(月) 午後1時～2時35分

場 所 弘前市立観光館1階 多目的ホール

出席委員 梅村芳文、小川幸裕、成田和博、中村亨、前田淳彦、島浩之、相馬齋弼、吉本睦子、丹藤雄介、川村陽彦

オブザーバー 弘前市第一地域包括支援センター 堀川恵、弘前市第二地域包括支援センター 佐藤晴樹
弘前市第三地域包括支援センター 佐藤史、弘前市東部地域包括支援センター 相馬崇治
弘前市西部地域包括支援センター 今井敏、弘前市南部地域包括支援センター 小野直子
弘前市北部地域包括支援センター 對馬洋樹

欠席委員 三上総一郎、大湯恵津子、久保杉嘉衛

事務局 福祉部長 番場邦夫、介護福祉課長 工藤繁志、介護福祉課長補佐 工藤信康、
介護福祉課長補佐兼自立・包括支援係長 相馬延承、主幹兼介護事業係長 三上礼興、
介護給付係長 齋藤和孝、高齢福祉係長 藤岡英貴、自立・包括支援係総括主幹 工藤里美、
自立・包括支援係主査 三上佳恵、自立・包括支援係主査 大坊裕子
国保年金課国保健康事業係総括主幹 三上淨子

○前回(令和2年8月6日開催)の地域包括支援センター運営協議会での質問・意見について

- ・工藤自立・包括支援係総括主幹より、平成31年度地域包括支援センター収支決算報告書の「その他」の内容を説明(資料P73)
- ・相馬介護福祉課長補佐兼自立・包括支援係長より、個人情報の保護に関する市の考えについて説明

○案件(1)令和2年度上半期地域包括支援センター事業報告について

相馬介護福祉課長補佐兼自立・包括支援係長、工藤自立・包括支援係総括主幹が説明(資料P1～53)

発言者	内 容
梅村会長	今年度上半期は、コロナ禍の影響で活動が制約される中、それでもけっこう実績を伸ばしているという状況でした。上半期の実績について、ご意見、ご質問、ご助言等ありますでしょうか。
小川委員	地域の実態に8050問題を上げている包括が多いと思いますが、近年は、50代の引きこもりの方が結婚されていて、お子さんがいらっしゃる場合、8050問題が10代の児童福祉関係まで広がってきているのではないかという指摘が上がっているかと思います。複合的な問題に包括が関与せざるを得ない状況の中、包括は大変忙しく業務過多になっていると思います。今回の資料を見ても、大変積極的に地域に出ており、より多くの地域課題をひろっていると思います。そうするとさらに相談が増えて、掘り起こしもされていくことになり、頑張れば頑張るほどつらい状況になっていく可能性があると思います。国が示している重層的支援体制整備事業において、包括は高齢分野に集中するという点を枠組みの中で示していただくと、議論しやすいのかなと感じております。質問というよりは今後への意見として述べさせていただきました。
相馬介護福祉課長補佐兼自立・包括支援係長	子どもに関しては、ヒロロに子育て世代包括支援センターを設置しております。重層的相談体制につきましては、新たな相談窓口を作るのではなく、国でも既存の窓口をうまく活用するよう示しており、交通整理をうまく行うようなイメージになるかと思います。弘前市としてどうしていくべきか研究中で、地域福祉計画の主管課である福祉総務課を中心として、まずは多機関の協働による包括的支援体制の構築に向け、前年度から勉強会を開いており、国の示したものに合わせて対応していく方向で考えていきたいと思っております。

梅村会長	ヒロコの3階に権利擁護支援センターができて、権利擁護の相談窓口になっていますが、同じ3階に子どもの広場があって、児童相談所に行かなくてもちょっとしたことはそこで相談ができるようになればいいのかなと思っていました。
中村委員	第三包括で、大学生をワーキンググループのメンバーにして、包括の役割や高齢者の支援について理解を深めてもらったということで、大変すばらしい取り組みであると思います。他の包括でも、これに賛同されて取り組んでみてはどうかと思います。
梅村会長	学生のボランティアということですが、これについてはいかがでしょうか。
小川委員	第三包括の報告にあったワーキンググループは、弘前学院大学の学生のサークル活動の一環として行ったものです。昨年から認知症カフェを共同で開催し、可能な限り学生が主体となって活動させていただいております。今後他の包括にも広げていくというご意見でありましたが、現状では学生数が減ってきており、ボランティアに行く余裕ができにくい状況です。有効なことは実感しておりますが、枠組を考えて行かないと、依頼を受けてもすぐに応えられるか難しいところです。一緒に検討させていただければと思います。
前田委員	6ページの上半期の実績のところが高齢者数と高齢化率が出ていますが、高齢者の年齢は70歳以上でよかったですか。
工藤自立・包括支援係 総括主幹	高齢者の年齢は65歳以上になります。
前田委員	65歳以上の単身世帯数が出ておりますが、これは独居ということよろしいですか。
工藤自立・包括支援係 総括主幹	独居世帯です。
前田委員	包括支援センターで相談を受ける対象の方というのは、要介護の方を除いた要支援1・2までか、介護の認定を全く受けていない方でよろしかったでしょうか。
工藤自立・包括支援係 総括主幹	包括で相談支援の対象としているのは65歳以上の方で、介護認定を受けている、いないに関わらず対象となります。
島委員	資料2ページに三職種一人当たりの担当件数が出ておりますが、これは、一人当たり何件を目途にしているものなのでしょうか。また、3ページにあるような統計数字は、包括から毎月市に報告が上ってきているものなのか、別に把握の方法があるものなのか教えていただきたい。

相馬介護福祉課長補佐兼自立・包括支援係長	<p>まず、2ページの3職種一人当たりの担当件数の方ですが、以前委員の方から3職種の方がどれだけ大変なのかということは、各包括の担当者の数によって違うので、一人当たりがどれだけやっているのか、はっきりわかるように見せた方がいいというご意見がありまして、このような形で表示させていただきました。これについては、国でも包括の担当件数の具体的な数値を示しておりません。要介護1以上の方に関しては、居宅のケアマネが行う場合35件ぐらいを目安にしております。ただケアマネが毎月訪問するのに対して、包括は毎月というわけではないので、手間としてはイコールではありませんが、居宅のケアマネの担当件数を一つの目安として、それ前後になっていけばいいのではないかと考えております。</p> <p>3ページのデータに関しましては、毎月包括から報告書を提出していただいて、それを集計したものを運協で報告しているものです。</p>
成田委員	<p>9ページの資料で、今年度上半期の訪問延べ数が過去3年の中では最も多かったということですが、今年はなかなか活動ができない中で、このように訪問件数が増えたということは、感染リスクなど色々緊張しながらも各包括が勇気をもって行動したのかなと思いますし、地域の方も安心して訪問を受けたのではないかなと思っています。相談内容について、認知症関係の相談が例年になく多かったということですが、具体的にどういった相談だったのか教えていただきたい。</p>
工藤自立・包括支援係総括主幹	<p>例えば、同居している両親について、最近物忘れが出てきたんだけど、どこに診てもらったらいいたろうかとか、こういう症状が出てきたんだけど大丈夫だろうかという相談です。</p>
成田委員	<p>今年度認知症の相談件数が増えたということは、前年度までの活動が成果となって相談件数が増えていると思いますので、上半期は認知症サポーター養成講座がなかなかできなかったということですが、下半期は活動できるようになればいいのかなと思います。</p>
梅村会長	<p>相談できる家庭はいいのですが、認知症というのは言いづらいという社会的な背景もあって、隠れてる人たちも多いのかなと思っています。配慮しながら対応をお願いしたいと思います。</p>
小川委員	<p>先ほど、大学生のワーキンググループについてご意見をいただきましたが、今回弘前学院大学での認知症カフェでは、聖愛中学高等学校とも連携し、調理部の人たちに参加していただいて、お菓子を作ってもらいながら交流している状況でした。中学校、高校も関心を持って、学校教育の一環としてこういった場を探していたり、そこでの体験学習に大変価値を見出されている感もあります。大学だけではなく、中学校・高校も認知症カフェや認知症の方との交流に関心をお持ちであるということをご報告させていただきます。</p>
梅村会長	<p>案件1については、ここで終了し、案件2に移りたいと思います。</p>

○案件(2)地域課題への取組状況について

三上自立・包括支援係主査が説明(資料P54)

発言者	内 容
梅村会長	<p>課題①の一人暮らしや身元保証人がいない人への支援については、いかがでしょうか。弘前圏域権利擁護支援センターができたことによって、何か困った時には、そこに相談にいけば割とスムーズにしているような気がするのですが、皆様いかがですか。成年後見制度は結構機能していると思っております。どんどん利用していただければと思います。</p> <p>多様な社会資源については何かありますか。</p> <p>安心安全見守りネットワーク事業について、具体的に教えていただけますか。</p>

藤岡係長	<p>安心安全見守りネットワーク事業は、独居の高齢者や障がい者の孤立死を防ぐために、新聞配達や配食サービス、その他ライフラインの事業者と協定を結び、例えば配食サービスであれば、前日配達した食材に手が付けられていないとか、新聞であれば何日分もたまっているなどの異変を発見した時に、事業者から介護福祉課に連絡を入れます。介護福祉課ではその方の状況を調べて、必要に応じて現場に行き安否確認を行うというものです。</p>
梅村会長	<p>報告された事例は何件ありますか。</p>
藤岡係長	<p>令和元年度の実績では、通報件数が全部で57件、その内訳としましては、事業者からが最も多く35件、親族からの通報が6件、民生委員からの通報が2件、町会や近隣の方からの通報が1件、その他の通報が13件となっております。</p>
相馬委員	<p>自分の体験をとおして感じたことを述べたいと思います。のどを壊しヒリヒリした時に病院に行ったものの治らず、困っているところへ、包括が訪問してくれ、ある施設に連れていってくれました。その施設では、声の出し方を一つ一つ指導してくれ、それを続けているうちに症状が改善しました。実にありがたい体験をしたと思って感謝しています。</p> <p>運協の委員になって、包括がこういうことをやるんだとわかりましたが、包括がどんなことをしているのか、市民にもっとわかってもらえれば、困っている人がもっと助かるのではないかと思います。包括は、病気のことをわからない人が相談できるような開けた組織であればいいのかなと思います。病気になった時、家族に対しても、どうすればよいのか指導してくれて、医師との連携をしてくれる、そういう具体的なことをしてくれる必要性を、自分の体験からも強く感じました。アンテナを張って情報を得るような対策をしたり、電話でも何でも相談を受けようになったら、市民に喜ばれると思います。</p>
梅村会長	<p>今のお話は、医療機関、歯科、薬剤師、リハビリ、訪問看護、そういった福祉だけではなくいろんな職種の人たちの連携調整がスムーズにいけば相談がすぐにできるということ、いろんな病気の相談も含めて相談できる体制ができればいいということではないかと思います。</p> <p>それが、相談支援体制の強化につながっていくのだと思います。ぜひ、こういったことに配慮していただければと思います。</p>
川村委員	<p>②の多様な社会資源の開発について、エンディングノートは厚労省の施策に則ったものだと思うのですが、安心安全見守りネットワーク事業は、国の施策の延長上にあるものなのか、それとも弘前市独自のものなんでしょうか。</p>
藤岡係長	<p>きっかけについては不明な部分もありますが、市として独自にやっているものと認識しております。</p>
川村委員	<p>市の独自事業であれば、市でやり方を工夫できると思うのですが、安心安全見守りネットワーク事業は、見守っているという安心なのか、見守られているという安心なのか、ということがすごく大切だと思います。例えば新聞をとっている人が、この新聞社は見守りネットワーク事業に参加している事業者だとわかれば、自分が何かあった時には見てくれるんだなという住民の安心になります。しかし、どこの事業者がこのネットワークに参加しているのかわからないと、ネットワークに参加している事業者は見守ってあげていると思っていても、住んでる人は見守られてる感がないのではないかと。見守られてるということが伝わっていないように思いますが、現時点でこれがわかるようなことをされているのでしょうか。</p>

相馬介 護 福祉課長 補佐兼自 立・包括支 援係長	この事業は、平成25年からスタートしております。地元の新聞社や配食サービス事業所などと連携して協定を結んでおりますが、事業所は公表しておりませんので、皆さん知らないと思います。市では、この事業以外にもたぐいまサポート事業など高齢者の見守りについて、いろんな形のネットワークをやっていますので、その辺を整理した上で、市民にどのように周知していくか考えていかなければならないと思っています。ネットワークに関しましては、出前講座のメニューの中に入れており、年に1・2回は依頼を受けて説明に行っていますが、まだPR不足もあると思いますので、先ほどお話ししたような他のものとも合わせた形で、出前講座で皆さんにPRできるようにするなど、色々考えていきたいと思っています。
梅村会長	市では、安心カードやたぐいまサポート事業など色々やっているんですよね。少しずつ深化してぜひ進めていっていただければと思います。 因みに、コロナ感染症の相談については、まずはかかりつけ医に相談するようになったのですが、実際のところかかりつけ医を持っていない方も多くいます。かかりつけ医がいない方には、弘前市医師会が相談窓口になって、医師会から医療機関を紹介するということになりましたので、よろしくをお願いします。 他に何かありますか。
川村委員	54ページの②多様な社会資源の開発のところ、貧困者のゴミ屋敷の片づけという項目の中に、エンディングノートのことが入っています。エンディングノートというと、財産の処分や相続関係、将来意思を表明できなくなった時の施設入所のこと、亡くなったあとのことをどうするかといったイメージがあるのですが、ゴミ屋敷の片づけがこの項目に入っているのは、意思を失った場合に備えて、あらかじめ市が片づけていいということを確認しておくということになるのでしょうか。
三上自立・ 包括支援 係主査	ゴミ屋敷イコールエンディングノートということでは決してなく、認知機能が低下する以前の段階から、本人の意向をしっかりと確認できるようにしておくということです。直接的な解決にはつながらないかもしれませんが、まずご家族がいるのかどうかということや財産があるのかどうかということをわかりやすくするためにエンディングノートを活用していければいいなと考えております。
川村委員	なぜ、今の質問をしたかと言いますと、ゴミ屋敷の片づけとなると市側の強制的な面が生じてくるのかなと気になったからです。確かにゴミ屋敷が生じたとすれば対策として、エンディングノートを使うとか、あらかじめこういう場合は、市の方で援助して片づけますというようにしておくことも一つの方法だとは思いますが、しかし、ちょっと間違えると財産に関する事なので、代執行に近いものをイメージしてしまいます。その辺を市側ではどのように考えているのでしょうか。
三上自立・ 包括支援 係主査	貧困者のゴミ屋敷の片づけということに関しては、弘前市では行政代執行ということではなく、あくまでもお金があれば片づけられるということがあるので、貧困者はそれが難しいということで課題に挙げております。8月に開催した運協でもこの課題の参考資料として、市の環境課、生活福祉課等のそれぞれの見解や取組状況を報告させていただきましたので、そちらも改めてご確認いただきたいと思っています。空き家に関しては、弘前では行政代執行はできるのですが、ゴミ屋敷を片づけるということに関しては制度化されたものではありません。そこを今後弘前市としてどのように考えていくかというのが、まさに弘前市における地域課題であると思っていますので、委員の皆様からご助言をいただいたり、今後連携させていただければいいのかなと思っています。
梅村会長	この問題に関しては、身元引受人がいれば、そこで大体済むのですが、身元引受人がいない場合は後見人の出番になったり、また後見人の手だけに負えない場合は、市役所が対応することになるのかなと思います。 私が知っているところでは、田舎の方に行くと、近所の方がワーと片づけてしまうことがたまにあるようです。その辺色々注意しながらということになるかと思っています。

○案件(3)地域包括支援センター運営協議会設置要綱の一部改正(案)について
 工藤自立・包括支援係総括主幹が説明(資料P55～56)

発言者	内 容
梅村会長	ただいまの説明に関して何かありますでしょうか。
	(意見等なし)
梅村会長	ご意見がなければ、ご承認いただいたものとして改正したいと思います。

○案件(4)令和3年度地域包括支援センター運営方針改正(案)について
 大坊自立・包括支援係主査が説明(資料P57～69)

梅村会長	64ページの相談体制の利便性の確保に、包括が夜間、早朝、休日の窓口を設置するということがすばらしいなと感心しました。他に、目新しいなと思ったのが、65ページの地域におけるネットワークの構築の中で、地域に新たに生活支援コーディネーターを作って、そこと包括が連携するという事ですごいなと思いました。 皆さん、何かご意見などありますでしょうか。
小川委員	64ページの相談体制の利便性の確保で、夜間、早朝、休日の窓口を設置とありますが、住民にとってはありがたく、有効な体制整備だとは思いますが、これまでの議論の中で、包括の業務が多いということがありました。ここで更にマンパワーが必要な体制整備をするということになると思うのですが、これは、包括の職員を増やすということを前提にしたものなののでしょうか。
相馬介 福祉課長 補佐兼自 立・包括支 援係長	現状におきましても、夜間や休日に包括に相談の連絡が入りますと、包括の法人等に転送され、包括職員に連絡をつける体制をとっており、これまで実施してきたことを明記するということになります。
小川委員	66ページの成年後見制度の活用促進について、「高齢者に親族がいる場合には、親族からの申立てが行われるように支援し」とありますが、これは、首長申立ての必要性が検討される事例を指しているかと思えます。この表現だと、親族がいる場合には先に親族からの申し立てを包括の方で調整するということになります。そもそも首長申立てが検討される事例の場合、虐待や搾取が親族の間で発生している可能性もあります。そういったことはもちろん現場では把握されていることではありますが、この条文の中では、その前提が見えません。他に、後段で弘前圏域権利擁護支援センターの名称が出ていますが、首長申立ての検討が必要な事例の場合は、優先順位があるのでしょうか。先にセンターを経由してから市に相談するのか、ダイレクトに市に行くのかを示したフローがあれば、それに沿うことになりすし、フローがないのであれば現場で判断するということになるかと思えますので、教えていただきたい。
大坊自立・ 包括支援 係主査	首長申立てとなると担当は福祉総務課になるのですが、現状、私たちの方では包括に対してフローというものは示しておりません。ただ、成年後見制度支援事業実施要綱というものがありますので、基本的にはそれに沿っての対応になるかと思えます。要綱には、首長が審判請求を行う必要性の可否の判断に当たってはというところで要件が書かれておりますが、権利擁護支援センターとの関連性について、どちらが先というところまでは書かれておりませんので、現状まだそこがはっきりしていないところではあります。

梅村会長	後見人の申請があった時には、まず家庭裁判所に申請がいくんですよ。首長申立ての場合、受任調整会議を実施して、本人の状況を踏まえて本人にふさわしいと考えられる成年後見人等候補者の調整をすることになっています。
小川委員	権利擁護課題が発生した時に、申立てが想定される親族で、相続問題も含めて、不適切な関与が認められる場合は、その方に申立てをお願いするということは現実難しいので、おそらく家裁に連絡をする前に現場で判断せざるを得ないということになると思います。緊急度の高い虐待案件では、現場が混乱する可能性も考えられますので、どうしようという時に、センターに連絡をした方がいいのか、それとも市に連絡をした方がいいのか。センターの方は問題がないと思いますが、市の方で、連絡されても困ります、センターの方でお願いしますというのであれば、包括としては、最初からセンターへという流れを作っておいてもらえると助かるのではないかと思います。
梅村会長	結構現場では、すぐに権利擁護支援センターに電話して相談しているようなイメージがあって、そこで大体調整してくれるようなイメージがあります。あとでまたゆっくり聞いていただければと思います。よろしくお願いします。

○案件(5)小委員会実施報告について

三上国保年金課国保健康事業係総括主幹が説明(資料P70~72)

梅村会長	今後、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に進めていこうということでもあります。先ほどの地域課題にあった相談支援体制や社会資源のところ、各団体でお手伝いできることがないかどうか、今回の情報も踏まえて、どうやって包括と連携をとってやっていくかということについても、ぜひ皆さんの団体でご検討いただきたいと思います。おそらく、いきなり意見がないかと聞かれても、何も出てこないと思いますので、包括自体が各団体に出ていって、個別に各団体と話し合っていたかと、調整がやりやすいのかなと思います。皆さんからご意見がありましたら、お願いします。
前田委員	今の一体化の取組に関してです。糖尿病性腎症、脳血管疾患の方々はどうしても医療機関の受診が1か所ではなくて、2~3か所ということになってくるかと思っています。そうすると、服用する薬の種類も多くなり、それが災いして副作用の症状が出てくることも懸念されるので、その辺のところを調査して、なるべく必要な方に必要な分だけのお薬を調剤できるようにしたいと思っています。併せて、飲まれていない薬、無駄になっている薬もあるのではないかと思いますので、それらをいかに少なくしていけばいいのかということに取り組んでいきたいと思っています。
梅村会長	医療情報と福祉の情報を共有するということは、開業医だとなかなか難しいと感じています。病院も含めてやっていかないと、我々医師会だけで医療情報を全部福祉につなげるというのは難しいので、総体的なものも見据えた上でやっていければいいなと思っています。そういう意味では、病院と開業医の連携が大事になってくると思います。コロナの影響で、様々な制約を受けておりますので、今は細かい議論が難しいとは思いますが、ぜひ皆さんもそういったことを心に置きながら、コロナが収束した時にはもう一度活発な議論をお願いしたいと思っています。これを持ちまして、本日の会議はこれで終わりたいと思います。